

大規模小売店舗の新設に関し述べた意見

仙北市告示第 86 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）で第 8 条第 4 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第 6 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成 21 年 10 月 6 日

仙北市長 石 黒 直 次

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマーケットよねや角館店

秋田県仙北市角館町小勝田中川原 1 1 1 番の 1 ほか 1 3 筆

2 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

(1) 交通に係る事項について

- ① 出店計画届出による市道に面した出入り口及び荷物の搬出入口は、小・中学生の通学路及び住民の生活道路でもある。しかし、道幅が狭くカーブもあること、また、隣接する消防署からの緊急車両の通過道路に当たることから、入場・出庫口等においては交通事故等を未然に防止する対策を講ずること。
- ② 施設への出入り口、特に東側出入り口付近市道の形状が大きくカーブしていることから、通学する児童生徒の安全確保のため、登下校時の時間帯には、交通整理員を配置する、出庫予告装置の設置、駐車場からの右折禁止等万全を期するための措置を講ずること。
- ③ 通学路である市道との境界フェンスへ降雪及び除雪による見通し確保が困難となることが予想されるので、除排雪による見通しの確保をする等冬期間の安全確保対策を講ずること。
- ④ 夜間時の同市道側出入り口付近は、店舗内外の照明では交通の安全確保に不安が想定されるので、必要に応じて道路管理者や公安委員会等の関係機関と所要の調整を行いながら、視認性及び安全性が確保されるよう適切な対応策を講ずること。

3 意見を述べた日 平成 21 年 9 月 28 日

4 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

仙北市角館町中町 3 6 番地 中町庁舎 仙北市産業観光部商工課

(2) 縦覧期間

平成 21 年 10 月 6 日から平成 21 年 11 月 6 日まで